

キャリアス就活 利用約款（1）



「キャリアス就活」を利用される事業者は、「キャリアス就活」を企画・管理する株式会社キャリアス（以下「運営管理者」といいます。）に対し、以下の約款に同意していただく必要があります。

第1条（約款の適用）

「キャリアス就活」利用約款（以下「本約款」といいます。）は、運営管理者が企画・運営する「キャリアス就活」（次条の定義に従います。）の利用に関して、「キャリアス就活」にかかるサービスの契約内容として同意の上、運営管理者と契約（以下「本契約」といいます。）を締結した事業者（以下「事業者」といいます。）に対して適用されるものとします。

2. 運営管理者は、本約款に基づき事業者に「キャリアス就活」にかかるサービスを提供するものとし、事業者は、本約款に定める業務を誠実に履行するものとなります。

第2条（基本用語の定義）

本約款において使用する基本用語の定義は、次のとおりとします。

- 「キャリアス就活」：運営管理者が提供する事業者の就職活動を行う大学生・大学院生・短大生・高等専門学校生・専門学校生・大専生および大学・大学院・短大・高等専門学校・専門学校・大学校を3年以内に卒業した方（就労経験のある方を含みます。）を対象とした採用活動および「オープン・カンパニー」（本条②の定義に従います。）・「キャリア教育」（本条③の定義に従います。）・「インターンシップ（汎用的能力型インターンシップ・専門活用型インターンシップ・高度専門型インターンシップ）」（本条④の定義に従います。）の選考活動を支援するインターネットウェブサイト（「https://job.career-tasu.jp/」および日経HRが企画・運営する「日経の注目ニュース&リサーチ」）。当該サイトに含まれる採用活動支援システム「キャリアス就活マネージャー」、「キャリアス UniCareer」等のオプションサービスの総称
- オープン・カンパニー：採用選考活動（広報活動・選考活動）とは一切関係ない、業界・企業による説明会・イベントなどのプログラム
- キャリア教育：採用選考活動（広報活動・選考活動）とは一切関係ない、産学協働プログラムや、企業がCSRの一環として行う教育プログラム
- インターンシップ（汎用的能力型インターンシップ・専門活用型インターンシップ・高度専門型インターンシップ）：取得した学生情報を採用活動（広報活動・選考活動）開始以降に活用することができる、就業体験を伴うプログラム

- それぞれのインターンシップ種類の定義は以下の通りです。
- 汎用的能力型インターンシップ：学部3年から修士2年までが対象で、実施期間が5日間以上の就業体験プログラム
 - 専門活用型インターンシップ：学部3年から修士2年までが対象で、実施期間が2週間以上の就業体験プログラム
 - 高度専門型インターンシップ：修士・博士が対象で、実施期間が2カ月以上の高度な専門性を重視した就業体験プログラム
- ⑤ キャリアス就活マネージャー：各種原稿情報の入稿、応募者およびフォロワーの情報・各種受付・会員へのメッセージ送受信・個々の会員の進捗状況・手動入力データ等の一元管理および検索、事業者の手元のパソコンからインターネット経由で運営管理者のデータベースサーバーにアクセスすることにより、行うことが可能な「キャリアス就活」専用の採用業務支援システム
- ⑥ DM送信システム：事業者が、「キャリアス就活」内で個別のメッセージ送信を行うことが可能なシステム
- ⑦ スカウト機能：事業者が、会員が公開しているプロフィール情報を閲覧した上で、個別のメッセージ送信を行うことが可能な機能
- ⑧ 「キャリアス就活 インタージェイス」：事業者が「キャリアス就活」を利用する際に会社情報または採用情報・インターンシップ情報等の登録等の操作を行う「キャリアス就活マネージャー」
- ⑨ 動画ストレージサービス：「キャリアス就活」をはじめとしたWEBサイトへ動画を登録することが可能なシステム
- ⑩ 「キャリアス就活 カスタマーサポート」：運営管理者が提供するサービスで、事業者からの「キャリアス就活」の操作方法その他「キャリアス就活」に関する問い合わせ、「キャリアス就活」以外のサービスに関する問い合わせの受付を行うコールセンター組織
- ⑪ 「キャリアス就活マネージャー サポートサイト」：「キャリアス就活」の利用にあたり、運営管理者が事業者に提供する、操作方法、注意事項、利用上の諸規則、運用ルール等を掲載したウェブサイト
- ⑫ サービス期間：見積書および申込確認書に定めた期間とします。但し、運営管理者は、事業者の活動状況等により終了日を任意に変更することができるとします。
- ⑬ 会員：「キャリアス就活」を通じて事業者に「オープン・カンパニー」「キャリア教育」「インターンシップ」への応募、就職にかかる応募等を行う大学・大学院・短大・高等専門学校・専門学校・大学校に在学中の学生、就職活動を行う大学・大学院・短大・高等専門学校・専門学校・大学校に在学中の学生、および大学・大学院・短大・高等専門学校・専門学校・大学校を卒業した卒業3年以内の方（就労経験のある方を含む）。また、就職にかかる応募は、卒業・修了年度に在籍前の3月1日以降に限られます。
- ⑭ 会員情報：「キャリアス就活」サイト内で登録された、会員に関連する個人情報を行います。これには会員の氏名、連絡先、学歴、資格、志望職種／職種、プロフィール写真、自己PR文、就職活動に関わるその他の情報が含まれます。また、会員のサービス利用履歴や活動状況など、運営管理者が保持する会員のための追加情報も含まれるものとします。
- ⑮ 応募者データ：会員が「キャリアス就活」を通じて事業者へ応募等（※）をした際に、当該事業者の利用する「キャリアス就活マネージャー」で提供される個人データのごことで、主に選考過程における連絡等を目的とした、氏名、住所、学校情報、電話番号等の個人情報となります。
- ※応募等とは、会員が「キャリアス就活」内で提供される「インターンシップ」「採用選考」その他これに類するサービスを利用する過程において、会員本人の意思で、キャリアス就活マネージャーを通じて事業者側に会員情報が提供されることをいいます。
- ⑯ キャリアス UniCareer：キャリア向け求人情報配信・インターンシップ情報配信、メッセージ送受信を利用できるオンライン求人票配信システム

第3条（キャリアス就活の利用申込）

事業者は、「キャリアス就活」の利用にかかる申し込みを行う場合には、「キャリアス就活」のしくみおよび「キャリアス就活」により提供されるサービスの内容を理解・承諾の上、所定の申込書に申し込むものとします。

第4条（契約の成立）

前述の事業者による「キャリアス就活」の利用にかかる申し込みがなされ、運営管理者の取引基準に基づく審査に合格し、適格と判断した場合において、運営管理者による承諾の意思表示が事業者に到達したときをもって、運営管理者と事業者の間に本契約が成立するものとします。但し、事業者は、本約款の内容を理解してこれに同意した場合には限り、「キャリアス就活」を利用することができるものとします。なお、「キャリアス就活マネージャー」の初回ログイン時に、画面上で本約款への同意ボタンをクリックされたこと、または運営管理者が発行する申込確認書の提出のいずれか早い方をもって、事業者が本約款に同意したものとみなします。

第5条（「キャリアス就活」の利用）

- 事業者は、「キャリアス就活」を利用するにあたり、本約款に規定する事項および「キャリアス就活マネージャー サポートサイト」に掲載される利用上の諸規則・運用ルール等（以下「サポートサイト情報等」といいます。）を遵守するものとします。なお、運営管理者は、サポートサイト情報等につき、自己の判断により適宜変更することができるものとします。
2. 運営管理者は、事業者が「キャリアス就活」を利用するにあたり、事業者に対し、「キャリアス就活マネージャー サポートサイト」等を通じて、運営管理者が必要と判断する「キャリアス就活」の機能・サービス内容の詳細・利用方法等に関する情報を提供するものとします。

第6条（「キャリアス就活」利用企業ID・パスワード）

- 運営管理者は、本契約が成立した場合には、事業者に対し、「キャリアス就活」の利用にかかるID・パスワード（以下「ID等」といいます。）を発行するものとします。
2. 事業者は、個人情報保護およびセキュリティ保持の必要上、ID等について厳重な管理義務を負うものとし、第三者にID等を譲渡または、貸与もしくは開示してはならないものとします。但し、事業者が事務処理の必要性からID等を業務委託先に使用させる場合には、事業者の一切の責任においてこれを行うものとし、それにかかる事故等に関し、運営管理者は何らの責任も負わないものとします。
3. 運営管理者または事業者の都合によりID等を再発行する場合には、運営管理者は、情報セキュリティの観点から事業者にかかる認証を行うことができるものとします。なお、事業者は、ID等の再発行にかかる事務処理は一定の時間を要し、運営管理者が即時の再発行には応じられないことを予め承諾します。
4. 事業者が運営管理者に「キャリアス就活」の下記に挙げる運用業務を依頼する際に、運営管理者による「代行ユーザーアカウント」の使用を予め承諾するものとします。なお、「代行ユーザーアカウント」は、予め機能制限されており下記作業以外を行うことができません。
- キャリアス就活基本画面原稿の設定・更新
・キャリアス就活オプション機能（オリジナル画面など契約内容に準じて利用可能な機能）の設定・更新
・受付画面（エントリー・インターン・ミニチャット・エントリーシート）の設定・更新
・DM（フォローリクエスト・DM・オリジナルDM・スカウト）の配信設定代行
・フォローウーおよび応募者データの検索・個人情報を除く一部情報の閲覧
なお、運営管理者は、「代行ユーザーアカウント」を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、利用するものとします。

第7条（「キャリアス就活」への「オープン・カンパニー」・「キャリア教育」・「インターンシップ」の掲載）

事業者は、事業者の会社情報および「オープン・カンパニー」・「キャリア教育」・「インターンシップ」、採用情報等（以下「会社情報等」といいます。）を事業者の端末等から「キャリアス就活マネージャー」に直接登録し、運営管理者の審査を通過した場合に、「キャリアス就活」上に掲載することができるものとします。この場合、事業者は、運営管理者の定める掲載基準（以下「掲載基準」といいます。）を遵守の上、会社情報等を自己の責任と判断において適宜登録するものとします。

2. 運営管理者は、事業者が会社情報等を登録した場合には、当該会社情報等の内容が掲載基準に適合内容であるか否かを審査することができるものとします。なお、運営管理者は、審査を可能な限り速やかに処理するものとし、処理すべき審査業務が大量に発生した場合等には、事業者が予め希望する掲載日時までに審査の処理を行えない場合があることを事業者は予め承諾します。登録された当該会社情報等の内容が掲載基準に適合ものであると運営管理者が判断した場合には、当該事業者が予め希望した掲載日時までに、または審査終了後速やか当該会社情報等を掲載するものとします。
3. 事業者が登録した会社情報等が掲載基準に反する場合または事実と反すると運営管理者が判断した場合には、運営管理者は、登録された会社情報等の掲載を保留し修正を求める権利を有します。この場合、事業者が当該会社情報等の掲載を希望する場合には、事業者は、掲載基準を満たした内容の修正の上、再度会社情報等の登録を行うものとし、運営管理者は、掲載基準に適合内容であることを確認の上掲載を行うものとします。なお、事業者が予め希望する日時までに掲載の処理を行えない場合でも、運営管理者は何らの責任も負わないものとします。
4. 事業者は、本条に基づき掲載された会社情報等に変更が生じた場合には、直ちに掲載情報に当該変更内容を反映させるものとします。
5. 掲載された会社情報等が掲載基準に反することまたは事実と反することが明らかになった場合には、運営管理者は、掲載されている会社情報等の掲載を中止し修正を求める権利を有します。この場合の当該会社情報等の掲載についても3項同様とします。
6. 「キャリアス就活」に関する一切の著作権は、運営管理者が有するものとします。但し、事業者または事業者から委託を受けた第三者が作成した原稿、写真等については、この限りではありません。
7. 事業者は、運営管理者が、情報提供の多元化等を目的として、「キャリアス就活」以外のウェブサイトまたは各種メディアにおいて、事業者の「キャリアス就活」上の会社情報等の転載を行うことがあり得ること、および第三者が当該第三者のウェブサイトにおいて、事業者の「キャリアス就活」上の会社情報等の掲載を行うことがあり得ることについて、予め了承するものとします。
8. 事業者は、運営管理者が、会員への多面的な情報提供等を目的として、公開情報に基づく客観的な情報について、「キャリアス就活」上の会社情報等へ補足、および連携を行うことがあり得ることについて、予め了承するものとします。

第8条（掲載情報の保存および変更履歴の保持）

- 事業者は、掲載開始日から採用活動終了日（または会員との間で労働契約を締結する場合はその日）までの間、掲載情報の内容を保存する義務を負います。
2. 事業者は掲載情報の内容を変更した場合、変更前および変更後の情報を保持し、その履歴を保持しなければなりません。
3. 運営管理者は、必要に応じて事業者に対し、保存済みの掲載情報および変更履歴の提示を求める場合があり、事業者はこれに応じるものとします。

第9条（動画ストレージサービスのご利用にあたって）

- 事業者は、動画ストレージサービスのご利用にあたり、以下の表現・内容を含む写真およびコメント、動画を投稿または公開してはならないものとし、当該項目に該当すると運営管理者が判断した場合には、事業者への事前・事後の通知なく、運営管理者による裁量にて、掲載された写真およびコメント、動画等の一部または全部を削除することのあることを予め了承するものとします。
- 虚偽の情報を登録または掲載する行為
 - 運営管理者からの情報を複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用する行為
 - 営利を目的とした情報提供活動を行う行為
 - 第三者または運営管理者の知的所有権、肖像権またはパブリシティ権等の正当な権利を侵害する行為
 - 第三者の財産、信用、名誉またはプライバシー等を侵害する行為、犯罪的行為もしくは公序良俗に反する行為
 - 第三者の個人を特定できる情報を公開する行為
 - 第三者に不利益または損害を与える行為
 - 第三者に対する誹謗中傷
 - 選挙運動またはこれに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為
 - 営業または広告等の宣伝を目的とする行為
 - 食品の交付および食品等の取り扱いに関する行為
 - 第三者または運営管理者の名称を偽り、なりすまし行為
 - 未成年者に対し悪影響があると運営管理者が判断する行為
 - 年齢制限を有するサイト、違法・有害サイトへのリンク行為
 - 民族、人種、性別、年齢等による差別につながる表現の掲載
 - 暴力、暴力その他一般的に不快であると感じる行為または表現の掲載およびこれらの行為を美化、誘発または助長する表現の掲載
 - スパム投稿、スパムメッセージその他運営管理者がスパムと判断する行為
 - 「キャリアス就活」の運営を妨げる行為、もしくは運営管理者の信用を毀損するような行為、またはそのおそれがある行為
 - 「キャリアス就活」が配信するメールマガジンで自分以外のメールアドレスに転送する行為
 - 法令および本約款に違反する行為
 - その他運営管理者が不適切と判断する行為
2. 運営管理者は、事業者が動画ストレージサービスの利用において前項各号に該当する写真およびコメント、動画を繰り返し投稿または公開した場合には、運営管理者の判断で事業者の利用をお断りすることができるものとします。
3. 運営管理者は、動画ストレージサービスの利用における投稿内容によって引き起こされた損害（法令違反、著作権等の権利侵害等）について、一切の責任を負わないものとします。
4. 運営管理者は、動画ストレージサービスの利用をいつでも任意の理由で中断することができるものとします。

第10条（著作権および知的財産権に関する遵守）

- 事業者は、「キャリアス就活」において第三者が著作権を有する著作物（画像、文章、音楽、ロゴマーク等）を利用する場合、当該権利者の許諾または了承を事前に取得しなければなりません。
2. 事業者が著作権侵害に該当する行為を行った場合、運営管理者は一切の責任を負いません。また、事業者の責任において、当該権利者からの請求に対応するものとします。

第11条（「キャリアス就活 カスタマーサポート」によるサービス）

- 運営管理者は、「キャリアス就活 カスタマーサポート」において、事業者のために事業者の「キャリアス就活」の操作方法、その他「キャリアス就活」に関する電話およびE-mailによる問い合わせ、「キャリアス就活」以外のサービスに関する電話およびE-mailによる問い合わせの受付を行うものとします。「キャリアス就活 カスタマーサポート」の受付時間は、運営管理者が別途定めるところに従います。
2. 「キャリアス就活 カスタマーサポート」は、事業者からの問い合わせに対応するにあたり必要となる範囲で、事業者の原簿・メール内容、会員等の事業者に対する「オープン・カンパニー」「キャリア教育」「キャリア教育」「インターンシップ」、または就職にかかる応募等の状況、事業者と会員等の間でやり取りされたメッセージの存否・その内容、および事業者の各種設定状況等を確認することがあります。

第12条（会員情報および機密情報の目的使用の禁止）

- 運営者は、会員が「キャリアス就活」を通じて事業者に提供した応募内容（事業者へのフォローを含む）、事業者がスカウト機能の利用を通じて取得した情報およびその他の個人情報を含む一切の会員情報（以下あわせて「会員情報」といいます。）を「キャリアス就活」のサービス提供期間中については、「オープン・カンパニー」・「キャリア教育」・「インターンシップ」、または就職にかかる応募等の選考活動、キャリア形成のための情報提供のみに使用し、「キャリアス就活」のサービス提供期間より後に付いては、「オープン・カンパニー」・「キャリア教育」・「インターンシップ」の選考活動、採用活動の遂行目的にのみ使用するものとし、その他の目的（商業目的であるか否かを問わない）に一切使用しないものとします。但し、本人の同意が得られた場合にはこの限りではありません。
2. 事業者は、応募情報を機密として厳重かつ適正に取り扱うものとし、本人の同意を得た場合を除き、第三者に開示または漏洩しないものとします。
3. 事業者による会員情報の使用および管理に関し、第三者から運営管理者に対して訴訟提起その他のクレームがなされた場合、かかるクレームや訴訟に対して、事業者は一切の責任と費用でこれを解決するものとし、運営管理者が一切責任を負わないことに同意するものとします。
4. 事業者は、「キャリアス就活」の利用を通じて知りうる運営管理者の一般に公開していない情報（「キャリアス就活」に関する情報・しくみ・ノウハウ・プログラムソース・事業者向けサービスとして配信するメールマガジン等を含みます。）の一切を第三者へ開示・漏洩もしくは事業者自らのために利用してはならないものとします。
5. 事業者は、「キャリアス就活」の操作を第三者に委託する場合も本条項と同等の義務を当該第三者に負わせるものとします。但し、それにより事業者の責を免れるものではありません。

第13条（保守作業等による「キャリアス就活」の運営の一時的な停止）

- 運営管理者は、次の各号に該当する場合には事業者への事前の通知や承諾なしに、「キャリアス就活」の一時的な運営の停止を行うことがあり、事業者は、これを予め承諾します。
- (1) 「キャリアス就活」にかかるサーバーの保守または「キャリアス就活」の仕様の変更もしくはシステムの瑕疵の補修等を行う場合
- (2) 天災地変その他非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあり、または法令等の改正・成立により「キャリアス就活」の運営が困難または不可能になった場合

キャリアス就活 利用約款（２）

- (3) 上記各号の他、運営管理者がやむをえない事由により「キャリアス就活」の運営上一時的な停止が必要と判断した場合
2. 前項に定める「キャリアス就活」の一時的な運営の停止により、事業者が登録した会社情報等の「キャリアス就活」上への反映の遅れまたは会員からの応募情報の受信の遅れが生じた場合でも、運営管理者は、何らの責任も負わないものとします。

第14条（インターフェイスの変更）

事業者は、運営管理者が「キャリアス就活」を取り巻くシステム環境の変化、「キャリアス就活」のシステムにかかる瑕疵の補修、「キャリアス就活」利用上の不都合または多数の事業者・学生等からの要請等により、事業者への事前の通知なくインターフェイスを変更する場合があります。なお、当該変更の結果変更後のインターフェイスと事前に提供された資料や「企画書」「キャリアス就活マネージャー サポートサイト」内の表示等が異なる事態が生じることを予め承諾します。

第15条（利用料）

- 事業者は、事業者が申し込んだサービスが利用可能な状態となった時点で、第3条に基づき事業者が提出した申込書に記載した金額を「キャリアス就活」利用料（以下「利用料」といいます。）として支払わなければならないものとし、事業者がその後サービスを利用の期間を短縮する等、申込内容を変更した場合であっても、利用料は、減額されないものとします。
2. 事業者が「キャリアス UniCareer」のみを利用する場合は、利用料は無料とします。

第16条（請求および支払い方法）

- 運営管理者は、事業者に対して、事業者が「キャリアス就活」を利用することが可能になった後速やかに利用料にかかる請求書（以下「請求書」といいます。）を送付するものとします。
2. 事業者は、前項に基づき請求書を受領した場合、請求書に記載された支払い期日までに運営管理者の指定する金融機関の口座への振込または現金、手形等にて利用料を支払うものとします。なお、支払いにかかる手数料は、事業者の負担とします。

第17条（サービス内容の変更について）

運営管理者は、市場環境の変化、技術革新、法令改正、その他運営上の必要性に応じて、第19条第1項の範囲においてサービス内容・提供条件を変更できるものとし、事業者はこれを予め承諾するものとします。なお、運営管理者がサービスの仕様を変更する場合、事業者に対して事前に通知を行うものとします。

第18条（解約およびキャンセルに関する条件）

- 事業者が本契約を契約期間の途中で解約、または利用申込（契約成立）後にキャンセルする場合、以下の条件が適用されます。
- (1) 中途解約および申込キャンセルの申請は、運営管理者所定の書面または方法により事業者が行うものとします。
- (2) 中途解約の場合、解約申請の受理日をもって解約日とします。
2. 事業者が契約期間中に中途解約する場合、運営管理者は支払い済みの利用料の返還義務を一切負いません。また、事業者が利用申込後にキャンセルする場合でも、事業者は利用料の全額を支払うものとします。

第19条（約款の変更）

- 運営管理者は、以下の場合に、運営管理者の裁量により、本約款を変更することができるものとします。
- (1) 本約款の変更が、事業者の一般の利益に適合するとき
- (2) 本約款の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 運営管理者は、本約款について重要な変更を行う場合には、変更内容・条件等（以下「変更条件」といいます。）の適用開始日の1ヶ月前か前適用開始日まで、変更条件を「キャリアス就活マネージャー」において掲載するものとします。
2. 事業者は、変更条件を承諾しない場合、および変更条件の掲載日より1ヶ月以内に、書面にて運営管理者に対して通知しなければならないとします。
3. 運営管理者が前項の通知を受領した場合は、当該変更条件の適用開始日の前日をもって本契約は終了するものとします。但し、第15条2項の規定に従い、事業者は利用料の全額について支払い義務を負うものとし、事業者が既に利用料を支払っている場合には、運営管理者は事業者に対し、利用料の返還義務を負わないものとします。
4. 変更後の本約款の適用開始日以降に事業者が「キャリアス就活」のサービスを利用したときは、事業者は、本約款の変更に同意したものとみなします。

第20条（運営管理者の機密保持義務および個人情報の取り扱い）

- 運営管理者は、事業者の「キャリアス就活」の利用により、事業者が「キャリアス就活」インターフェイスに登録した会社情報等を機密として厳重かつ適正に取り扱うものとし、当該事業者の同意を得た場合を除き、第三者に開示または漏洩しないものとします。但し、運営管理者は会社情報等および個人情報（JIS Q 15001の定義に従うものとし、以下「個人情報」といいます。）をもとに当該事業者および会員の個人を特定できない形式により統計データ等を作成し、当該統計データ等につき、何らの制限なく利用することができるものとします。
2. 事業者は、運営管理者および運営管理者の指定する代理店が事業者が「キャリアス就活」を利用するにあたって知り得た、事業者に関する情報（キャリアス就活のログ情報、効果情報を含むご利用実績、ご利用内容、ご連絡先等を含みますがこれらに限られません。）は、運営管理者および運営管理者の指定する代理店間で、事業者に対する運営管理者の提供する各種サービスの提案その他のマーケティングの目的で共有し使用することができることについて予め承諾します。
3. 運営管理者は、「キャリアス就活」で受付機能等事業者および会員に提供する「キャリアス就活」の機能を利用して会員が事業者へ応募をした場合に、「キャリアス就活」に登録されている会員情報の中から個人情報（氏名、住所、学校名、電話番号等）を応募者データとして事業者に提供します。応募者の会員が会員情報を更新した場合は、事業者に更新内容を反映した応募者データを再提供します。
4. 運営管理者は、事業者から管理を委託された場合、当該個人情報等を機密として保持し、事業者の事前の書面による承諾なく、個人情報の複写、破壊、改竄、第三者への開示および漏洩、情報開示目的以外での利用を行いません。
5. 登録される企業担当者の個人情報（企業名、所属部署名、氏名、連絡先住所、電話番号、E-mail アドレス等）は、運営管理者の＜個人情報保護責任者＞担当執行役員（個人情報相談窓口 TEL：0120-77-5078（受付時間：月～金 10：00～12：00 / 13：00～17：00）、E-mail：privacy-madoguchi@career-tasu.co.jp）が厳重に保管、管理します。また、下記の利用目的のみで使用し、予め本人の同意なく他の目的で利用することはありません。なお、企業担当者の個人情報の登録は任意ですが、ご登録いただけない場合、「キャリアス就活」のサービスが受けられない場合があります。

- (1)「キャリアス就活」掲載用原稿の内容および「キャリアス就活 DM」の配信用原稿等の内容に関する「キャリアス就活 運営事務局」からの問い合わせや連絡
- (2) 新卒採用に関するメールマガジンの配信
- (3) DM 配信完了通知メール等、事業者が通知設定したメール配信
- (4)「キャリアス就活」関連サービス保守等 情報の提供
- (5) 運営管理者の各種商品、サービスののご案内の提供
- (6) 各種アンケート調査の依頼
- (7) システム運用のサポート業務における顧客および企業担当者情報の確認
- ※ 登録情報は、「ご連絡先の設定」より随時、変更・追加ができます。また、新卒採用に関するメールマガジンの配信は「ご連絡先の設定」より随時停止することができます。なお、登録情報の開示、利用目的の通知、訂正、追加または削除および利用または提供の拒否等の問い合わせは以下にご連絡ください。

【問い合わせ先】

- キャリアス就活 カスタマーサポート
受付時間：平日 9:00～17:30（運営管理者の指定休日を除く）
電話：0120-061-81
E-mail：ct_mgr_support@career-tasu.co.jp

6. 運営管理者は、応募者データを「キャリアス就活」の会員規約に基づき適正に管理し、卒業の年度末経過後、または退会者の卒業予定の年度末経過後、速やかに論理削除します。但し、応募者データおよびサービス利用履歴は、履歴検証のためバックアップにて保有し、年度末時点まで論理削除から1年以上経過したデータを物理削除にて完全に消去します。
7. 運営管理者は、個人情報保護責任者を選定し、業務遂行上個人情報を取り扱うことが必要な従業者（運営管理者と雇用関係の有無を問いません。）にのみ個人情報を取り扱うものとします。
8. 運営管理者は、業務上必要な範囲内でのみ第三者に個人情報を取り扱う業務の全部または一部を委託することができるものとします（以下、かかる第三者を「委託先」といいます。）。但し、その場合、運営管理者は、本条における運営管理者の義務と同等の義務を委託先に負わせるものとします。
9. 運営管理者は、事業者から個人情報の管理体制についての報告を求められた場合、第三者の個人情報の秘匿性を害することがない方法および内容で、事業者に対して当該報告を行うものとします。
10. 以下の場合、運営管理者は、個人情報を開示することができるものとします。但し、この場合においても、運営管理者は、可能な限り個人情報の機密性の保持に努めます。
- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力が必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第21条（個人情報データのインポートに関する取扱い）

- 事業者はキャリアス就活マネージャーの提供する「インポート機能」を利用して、独自に保有する個人データをキャリアス就活マネージャーにアップロードすることができます。運営管理者は、本契約の有効期間中については、事業者がインポートしたキャリアス就活の会員でない者の情報（以下「非会員情報」といいます。）に一切関与いたしません。なお、非会員がのちに「キャリアス就活」の会員となった場合は、「キャリアス就活」会員の取り扱いに準じます。
2. 事業者が非会員情報を削除した場合、運営管理者は当該非会員情報に関わる一切の情報について、履歴検証のためバックアップにて1年間保有し、翌年度末経過後、物理削除にて完全に消去します。

第22条（運営管理者の免責）

- 事業者は、自己の責任により「キャリアス就活」を利用するものとし、運営管理者は、本契約もしくは、その履行および「キャリアス就活」の利用に関して事業者につき生じた損害について、運営管理者の故意または重大な過失による損害であることが明白な場合を除き、何らの賠償義務を負わないものとします。なお、運営管理者が責任を負う場合であっても、かかる責任は、直接かつ通常の損害の範囲に限られ、かつ事業者の本契約に基づく対価相当額を上限とします。
2. 運営管理者は、前項にかかわらず、第20条の義務に違反し、個人情報の漏洩主体（以下「本人」といいます。）に損害を与えた場合には、本人に対する責任を負うものとし、事業者が本人からの請求に応じて損害賠償をした場合、その賠償金相当額を事業者に対して支払うものとします。但し、事業者が本人からの損害賠償の請求を受けた後直ちに運営管理者に対してその旨通知せず、そのため運営管理者に対して紛争解決にあたる機会を与えなかった場合はこの限りではありません。
3. 運営管理者は、天災地変その他不可抗力（運営管理者の責めに帰すべき事由によらない回線の輻輳、回線の障害、サーバーダウン等を含みます。）により生じた損失につき何らの責任も負わないものとします。
4. 運営管理者は、業務上通常要求される程度の合理的な措置を運営管理者が講じていたにもかかわらず、事業者または第三者の責めに帰すべき事由により生じた損失（①ウイルスによるサーバーダウン、システム障害、データの流出・損壊および誤った情報の掲載、②ハッキングによるサーバーダウン、システム障害、データの流出・損壊および誤った情報の掲載、③プロバイダのダウン、④事業者の操作ミスによるデータの流出・損壊、採用機会および誤った情報の掲載並びに⑤システム環境の変化による障害等の運営管理者の責によらない「キャリアス就活」にかかるシステムの瑕疵等を含みます。）につき、何らの責任も負わないものとします。
5. 事業者は、「キャリアス就活マネージャー」の利用にあたって電子ファイルを添付する場合には、自己の責任においてウイルスチェック等を行うものとし、事業者の添付ファイルによって第三者に損害が発生した場合には、事業者は自己の費用と責任をもって当該第三者への対応にあたるものとします。
6. 運営管理者は、事業者に対し、会員の「オープン・カンパニー」「キャリア教育」「インターンシップ」の応募、採用の確実性、事業者に応募する会員の資質・能力および事業者の適性や、「キャリアス就活」の効果および事業者が「キャリアス就活」を通じて採用した会員に関する何らの保証も行わないものとします。

第23条（「期間限定型オプション企画」参画事業者に関する障害時の対応）

- 運営管理者は、下記に定める「期間限定型オプション企画」については、前条の規定にかかわらず、「キャリアス就活」サイト全体（サービス障害および個別障害はこれに含まれません。）に48時間以上、障害が発生し、サービスが提供できなかった場合、当該「期間限定型オプション企画」の利用できなかった期間を上限として、提供可能な日程から提供する場合があります。この場合、運営管理者は当該延長期間に対する追加利用料を請求しません。
- ・バナー・テキスト広告
- ・ウェルカムメッセージ
2. 前項に定める以外の「期間限定型オプション企画」参画事業者に関しては、運営管理者が別途定めるところにより個別に対応するものとします。

第24条（権利義務譲渡の禁止）

事業者は、本契約の締結に基づく一切の権利義務を、運営管理者の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保に供してならないものとします。なお、運営管理者は「キャリアス就活」にかかる事業を第三者に譲渡（会社法上の事業譲渡のみならず、全部分割その他事業が移転するあらゆる組織再編行為を含むもの）とした場合には、当該事業譲渡に伴い、「キャリアス就活」に係る契約上の地位または当該契約に基づく権利義務等を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、事業者はかかる譲渡に予め同意するものとします。

第25条（禁止事項）

セキュリティ保持の必要性に鑑み、事業者の自動巡回プログラム等により「キャリアス就活」に関するシステムの全部または一部に過負荷をたらすおそれのある行為は一切禁止します。万一事業者が当該行為を行った場合、運営管理者はこれに対し事前予告なく遮断措置等技術上の措置を講じることができるものとし、これにより事業者に損失が生じた場合でも運営管理者は何らの責任も負わないものとします。

第26条（反社会的勢力の排除）

事業者および運営管理者は、自己が反社会的勢力に該当せず、かつ、反社会的勢力と何ら関係を有していないことを表明し、保証するものとします。

第27条（契約期間・解除）

- 本契約の有効期間は、契約の成立日より「キャリアス就活」のサービス期間終了日までとします。
2. 前項にかかわらず、運営管理者または事業者は、相手方が次の各号に該当するときは、相手方に対し通知を行うことにより、即時に本契約を解除または「キャリアス就活」の一定期間の利用を停止することができます。
- (1) 本約款の規定に違反したとき
- (2) 相手方の信用を傷つけたとき
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分、相税滞納処分を受け、または破産、民事再生、特別清算、会社更生を自ら申し立て、もしくは受けたとき
- (4) 手形・小切手の不渡処分を受け、またはその他支払い不能となつたとき
- (5) 事業の全部または重要な部分に他人に譲渡したとき
- (6) 合併等により経営環境に大きな変化が生じたとき
- (7) 信用に不安が生じたとき
- (8) 事業を廃止したとき、または清算にいったとき
- (9) 事業者が内定の取消または採用中止その他会員の差別的な取り扱いまたは言動等、採用活動上望ましくない行為を行ったとき
- (10) 事業者が法令違反その他社会的合意に反する行為等を行ったことにより運営管理者が「キャリアス就活」に会社情報等を掲載することが望ましくないと判断したとき
- (11) その他本約款に定める事項を遂行できない見込みとなったとき

- 運営管理者は、前項各号に定める事項の他、第三者からの苦情または事業者に起因するトラブル等から、事業者による「キャリアス就活」の利用が、運営管理者または「キャリアス就活」の信用等に影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合には、事業者に対し通知することにより、本契約を即時に解除することができるものとします。
4. 事業者は、前2項の規定により本契約を解除された場合には、期限の利益を喪失し、直ちに運営管理者に対する一切の債務を弁済するものとします。
5. 運営管理者は、事業者が次の各号に該当し、かつ運営管理者が緊急を要すると判断した場合においては、事業者に対し事前の通知なしに一定期間の利用を停止することができるものとします。
- (1) 会員または他の事業者を含む第三者および運営管理者の生命、身体、財産、名誉、信譽等に影響を及ぼす可能性があるとき
- (2) 事業者が内定の取り消しまたは採用中止その他会員の差別的な取り扱いまたは言動等、採用活動上望ましくない行為を行ったとき
- (3) 事業者が法令違反その他社会的合意に反する行為等を行ったことにより運営管理者が「キャリアス就活」に会社情報等を掲載することが望ましくないと判断したとき

第28条（合意管轄）

本約款は日本法を準拠法とし、本契約に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第29条（存続条項）

本契約終了後も、第12条、第15条、第19条、第21条、第27条および本条は有効に存続するものとします。

第30条（協議解決）

本約款および運用ルール等の解釈に疑義が生じた場合、または本約款および運用ルール等に限定されていない事項については、運営管理者と事業者は、協議の上円満に約款するものとします。

附則：2025年7月1日改訂